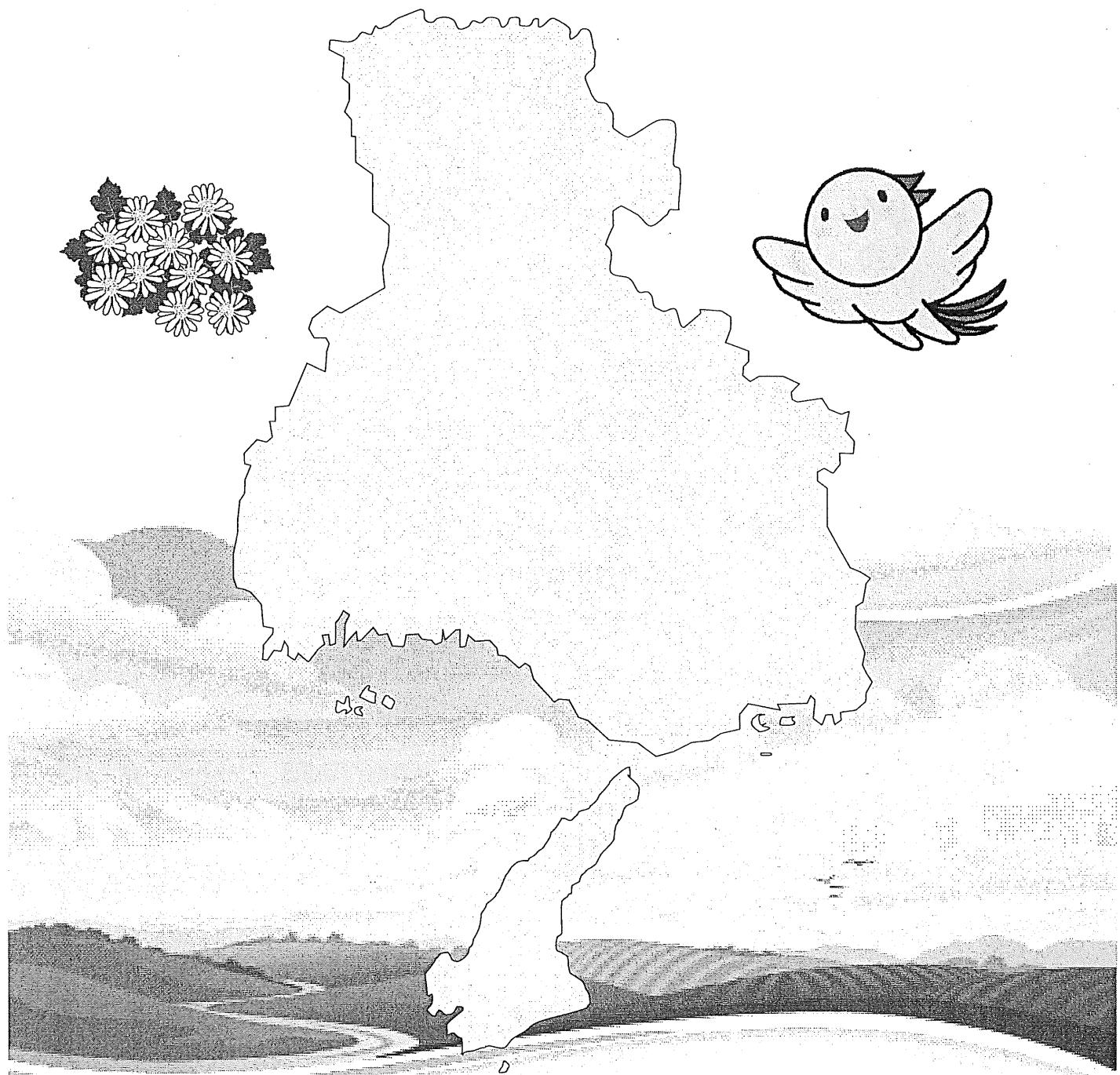


みんなが主役 “ふるさと兵庫”

平成25年度 参画と協働開運施策の年次報告

〈トピックス〉「阪神淡路20年—1. 17は忘れない—」



平成26年 月
兵 庫 県

年次報告の目的

兵庫県は、成熟社会にふさわしい豊かで質の高い生活の実現に向けて、参画と協働に基づく県政を推進しています。

「年次報告」は、参画と協働の推進に向けた県の取組状況を県民の皆さんに知つていただくため、「県民の参画と協働の推進に関する条例」第11条の規定に基づき、兵庫県が作成しているものです。年次報告を参考として、自治会、婦人会等の地域団体、ボランティアグループ、NPO法人、企業、学校などの様々な活動主体が考え方を共有し、参画と協働を一層推進していただけることを期待しています。

～目 次～

I 「参画と協働」とは	1
II 参画と協働関連施策の推進状況	1
1 ふるさとづくり活動の支援（県民と県民のパートナーシップ）	2
2 県行政への参画と協働の推進（県民と県行政のパートナーシップ）	6
III 県民によるふるさとづくり活動の状況	8
IV 〈トピックス〉阪神淡路20年—1.17は忘れない	13
1 復興過程における参画と協働	13
2 阪神淡路20年に向けた取組	13
V 市町の取組状況（参画と協働に関する条例等の施行状況）	15
VI 「参画と協働」に関する意見	16
VII 今後の推進に向けて	17

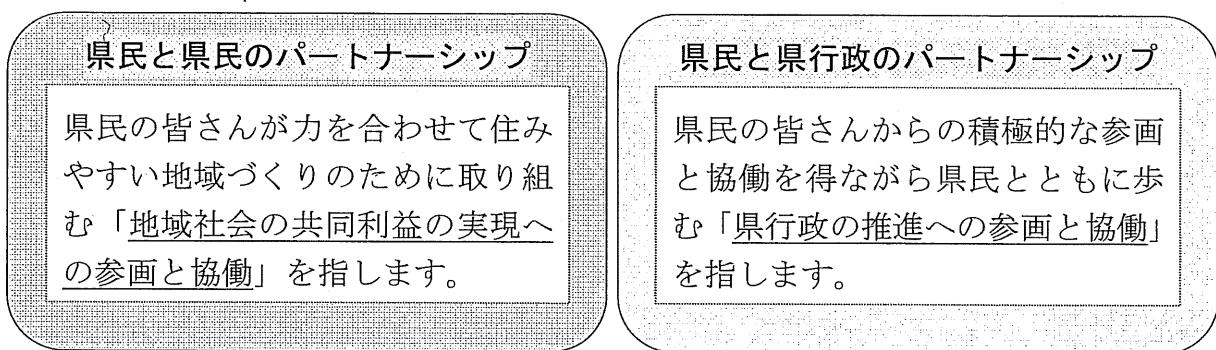
I 「参画と協働」とは

「参画と協働」とは、わたしたち一人ひとりが、自分たちの地域を住みやすくするために、知恵やアイデアを出し合い、みんなで力を合わせて主体的に取り組んでいくことであり、これから地域づくりには、欠かせないものとなっています。

○ 県民の参画と協働の推進に関する条例

兵庫県では、成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「県民の参画と協働の推進に関する条例」を平成15年4月から施行しています。

○ 参画と協働の2つの場面



II 参画と協働関連施策の推進状況

兵庫県は、平成25年度に県民の参画と協働を推進するための566施策を実施しました。

地域づくり活動の支援に関する施策	施策数	県行政への参画と協働を推進する施策	施策数
(1) 新たな活動を生み、育む	125	(1) 県民と情報を共有する	25
* 地域づくり活動に関する情報を提供し、相談に対応	12	* 主体的に選択できる情報を提供	13
* 多世代の参画を促し、人材の裾野を拡大	75	* 県行政の評価・検証への県民参画の促進	12
* 実践活動につながる知識や技能の学習機会を充実	38	(2) 県民と知恵を出し合う	23
(2) 活動を高め、支える	63	* 県民提案の具体的な取り組みの推進	13
* 活動が主体的に継続されるための支援	7	* 審議会などへの県民の参画機会の拡充	10
* 既存施設を活用した身近な活動拠点づくりを支援	17	(3) 県民と力を合わせる	121
* 地域で活動する人材が力をつける取り組みを支援	35	* 県民の主体性を生かした多様な協働の展開	104
* 財政基盤の強化を支援し、事務手続きを改善	4	* 公民協働の取り組みの拡充	9
(3) 活動をつなぎ、拡げる	198	* 推進員など多様な主体の連携を支援	8
* 人や活動のネットワーク形成	68	参画と協働の推進に向けての施策	施策数
* 地域ぐるみ、地域固有の取り組みを支援	107	* 県職員の認識向上	3
* 中間支援機能を持つ組織・団体を支援	15	* 市町との連携を深めながら、全庁一体	8
* 各地域での総合的な支援拠点を充実	8	* となつた推進体制を整備	

1 ふるさとづくり活動の支援（県民と県民のパートナーシップ）

兵庫県は、ふるさとへの誇りや愛着を心のよりどころにした県民による地域づくり活動（ふるさとづくり活動）を広げるため、情報提供や人材の裾野拡大、各活動主体の連携促進をはじめとした支援に取り組んでいます。

（CD）言ふのではなくて体験

■若者が自然体験や文化体験を通じてふるさとへの思いを育む■

【ひょうごっ子・ふるさと塾事業】

青少年が身近な地域での社会体験や、豊かな自然や文化に触れる体験をすることで、世代間や地域間の交流を進めるとともに、ふるさとを大切にする心を養い、ふるさと意識の醸成を図っています。

（実施件数） 45 件（参加者数 約 9,200 人）

（取組例）

○キッズあきんど（佐用町）

商売体験を通じてチャレンジ精神や行動力を身につけ、
地域住民との交流によりふるさと意識を醸成

○但馬の伝統料理を学ぶ（豊岡市）

地元高校生が但馬の素朴な伝統料理（おはぎ、柿なます等）
を学ぶことにより、地域の自然の恵みを実感

○バイカモ（梅花藻）保全体験（丹波市）

希少な水生植物のバイカモの植え付けや、親子での河川
清掃活動を通じて、地域の自然や環境保全について学習

○クラシック音楽でふるさとを思う心を育む（淡路市）

地元出身の音大生によるクラシック音楽演奏とふるさと
について語る会を開催し、世代を越えた交流を通じてふるさとへの思いを共有



バイカモの植え付け作業

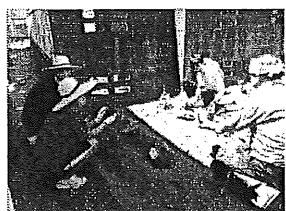
■中高生が地域貢献活動を通じてふるさとへの誇りや愛着を育む■

【地域に学ぶ「トライやる・ワーク」&高校生ふるさと貢献活動事業～トライやる・ワーク～】

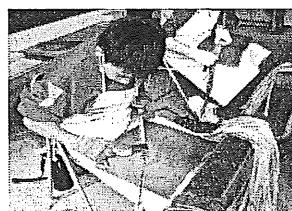
中学生が地域社会の中で様々な活動を体験する「トライやる・ワーク」や、高校生が地域の人と力を合わせて環境保全や文化伝承などの活動を行う「トライやる・ワーク」では、地域ぐるみでの子どもたちの受け入れに発展している例もあります。こうした地域社会での体験を通じて、ふるさとへの誇りや愛着を育んでいます。

（実施校数） トライやる・ワーク：364 校 トライやる・ワーク：150 校

（取組例）



ふれあい農園で野菜の植栽
(トライやる・ワーク)



伝統工芸品づくり体験
(トライやる・ワーク)



デカンショ節の継承
(トライやる・ワーク)

(2) 春らしの中でのふるさとづくりと交流

■地域をあげてふるさとの伝統文化の魅力発信■

【ふるさと芸術文化発信サポート事業】

各地で伝えられる伝統芸能や、地域色豊かな生活文化など、地域固有の魅力的な文化資源を活かし、住民参加のもと地域をあげてふるさとの魅力発信に取り組む活動を支援しています。

(実施件数) 29 件 (参加者数 約 43,500 人)

(取組例)

○子ども太鼓の復活 (川西市)

近年途絶えていた地域の伝統行事である子ども太鼓の巡行を、子ども会や地域の青年たちの手で復活

○住吉神社能舞台の出前公演 (明石市)

地域の神社で公演されてきた能舞台を、敬老会やデイケアセンターへ出張して公演し、伝統文化を発信

○親子で楽しむ播州織 (西脇市)

親子で播州織のゆかたの着付けや和の立ち居振舞いを学び、発表会を通じて伝統文化を地域内外に発信

○獅子舞後継者の育成 (神河町)

地域で伝承されている獅子舞の後継者育成のため、宵宮に地区内全戸をまわりお祓いする「荒神祓」に地元の大学生や高校生を起用



子ども太鼓の巡行

■県民が自ら取り組むまちのにぎわいづくりをサポート■

【地域コミュニティ拠点再生事業】

ふるさとの重要な拠点である商店街の活性化を通じて、地域の元気の創出を図るため、地域特性や住民ニーズに応じたまちのにぎわいづくりに自発的に取り組む事業者を支援しています。

(実施事業数) 9 事業

(取組例)

○岡本商店街振興組合 (神戸市)

篠山市内へのアンテナショップ出店や、同市の黒豆など特産品を活かした新商品の開発などを行い、それを岡本で販売することにより、新規顧客を呼び込み商店街を活性化

○大島事業協同組合 (尼崎市)

介護事業者と協働して商品発送サービスを実施することで独居高齢者や買い物困難者の問題に対応し、高齢者とつながりをつくり、商店街での買い物客増加を促進

○NPO法人ソーシャル・デザイン・ファンド (姫路市)

商店街内の NPO ビルという立地を活用し、コムサロン 21 などの入居 NPO 団体と連携して産直市の実施や商店街の祭りへ参加することで、地域内外から人を呼び込み商店街を活性化



岡本商店街での篠山 PR イベント



(3) ふるさと・ひょうごへの想い

■ふるさとを元気にしているすごい人の紹介を通じてひょうごへの愛着を育む■

【ふるさと兵庫“すごいすと”情報発信事業】

特色あるふるさとづくり活動を通じて地域を元気にしているすごい人の想いや生きざまを紹介するネット情報誌を発行することにより、ふるさと意識を醸成し、兵庫ファンの拡大につなげます。

(掲載人数等)

- 掲載人数 18人
- ページビュー数 99,935件
月平均 12,491件



すごいすと

おひこ・おまかせ

すごいすと

検索

④ ひょうごボランタリープラザの活動状況

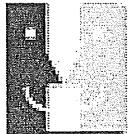
県民の自発的で自立的なボランタリー活動を支援・促進するために、全県支援拠点として、平成14年6月に開設しました。

【主な事業内容】

○地域づくり活動情報システム「コラボネット」の運用

地域団体・NPO等が自ら、団体情報や地域づくり活動情報の登録を行い、発信する情報ネットワーク「コラボネット」を運営しています。

区分	H21	H22	H23	H24	H25
団体登録数(累計)	5,283	5,519	5,727	5,887	6,054
活動登録数(累計)	6,360	6,983	7,618	8,132	8,594
計	11,643	12,502	13,345	14,019	14,648



ひょうご
ボランタリープラザ

○ひょうごボランタリー基金の運用・各種助成

草の根の活動から中間支援活動まで、きめ細かな助成事業を展開しています。

区分	H21	H22	H23	H24	H25
助成件数(件)	3,491	3,351	3,416 (62)	3,470 (65)	3,493
助成金額(千円)	130,283	130,636	210,795 (110,553)	206,323 (121,138)	131,883

※()は国の交付金(H23、24)を活用した「地域づくり活動支援事業」を内数として記載

○東日本大震災被災地支援ボランティアバスの運行

仮設住宅での清掃活動や祭りの応援、傾聴活動の実施など、様々な方法で被災者支援を行うボランティアを被災地に派遣しています。

区分	H22	H23	H24	H25	計
派遣バス(台)	11	91	48	58	208
派遣ボランティア(人)	180	2,030	1,177	1,402	4,789



被災体験を傾聴(南三陸町)

県内NPO法人の状況

平成10年3月にNPO法が制定され、NPO法人の認証制度が始まりました。その後、平成24年4月の法改正を受け、税制面で優遇措置を受けることのできる認定NPO法人が増加しています。

区分	H21	H22	H23	H24	H25
認証NPO法人(累計)	1,490	1,612	1,714	1,925	2,019
認定NPO法人(累計)	2	7	7	12	16



2 県行政への参画と協働の推進（県民と県行政のパートナーシップ）

兵庫県では、県政情報の共有をはじめ、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で、県民の参画と協働により、県民の視点に立った県行政の推進に努めています。これらの取組みとして、3つの事例をご紹介します。

■ 県民参加による施設運営（東播磨生活創造センター） ■

東播磨生活創造センター（かこむ）は、様々な分野にわたる県民の生涯学習・地域づくり活動の拠点であり、施設提供だけでなくネットワーク化、情報提供等の活動支援機能も担う施設です。公募による指定管理者であるNPOのノウハウを生かし、次のキーワードを掲げ、多くのボランティア・利用者の参画のもと運営しています。

①「使う」だけの施設ではなく「人と人がつながる施設」へ

- * 登録団体が集う「俱楽部カフェ」、シニア世代を対象とした「シニア交流サロン」などで交流促進
- * 「連絡ノート」で利用者相互が協力・コミュニケーション



シニア交流サロン

②「自分のたのしみ」から、「貢献するたのしみ」へ

- * 「花と緑のボランティア」、「かこむ de シネマ」など、自分の「好き」を社会貢献にひろげるきっかけづくり



俱楽部勉強会

（参考）

来館者数： 92,848人(H20) → 231,883人(H25)

利 用 率： 28.0% (H20) → 66.3% (H25) ※有料施設利用率

その他の指定管理施設から

県立有馬富士公園…「木工教室」、「里山について考える講座」や、地域活動のノウハウに関する講座などを地域の団体・グループと指定管理者が協働で開催するなど、住民の参画による施設運営を進めています。

県立文化体育館… 指定管理者（スポーツ関連企業）が、そのノウハウを生かして講座を開催したり、近隣住民の活動の発表の場となる長田区音楽のつどい、震災祈念コンサート等を開催し、地域に根ざした施設運営を行っています。

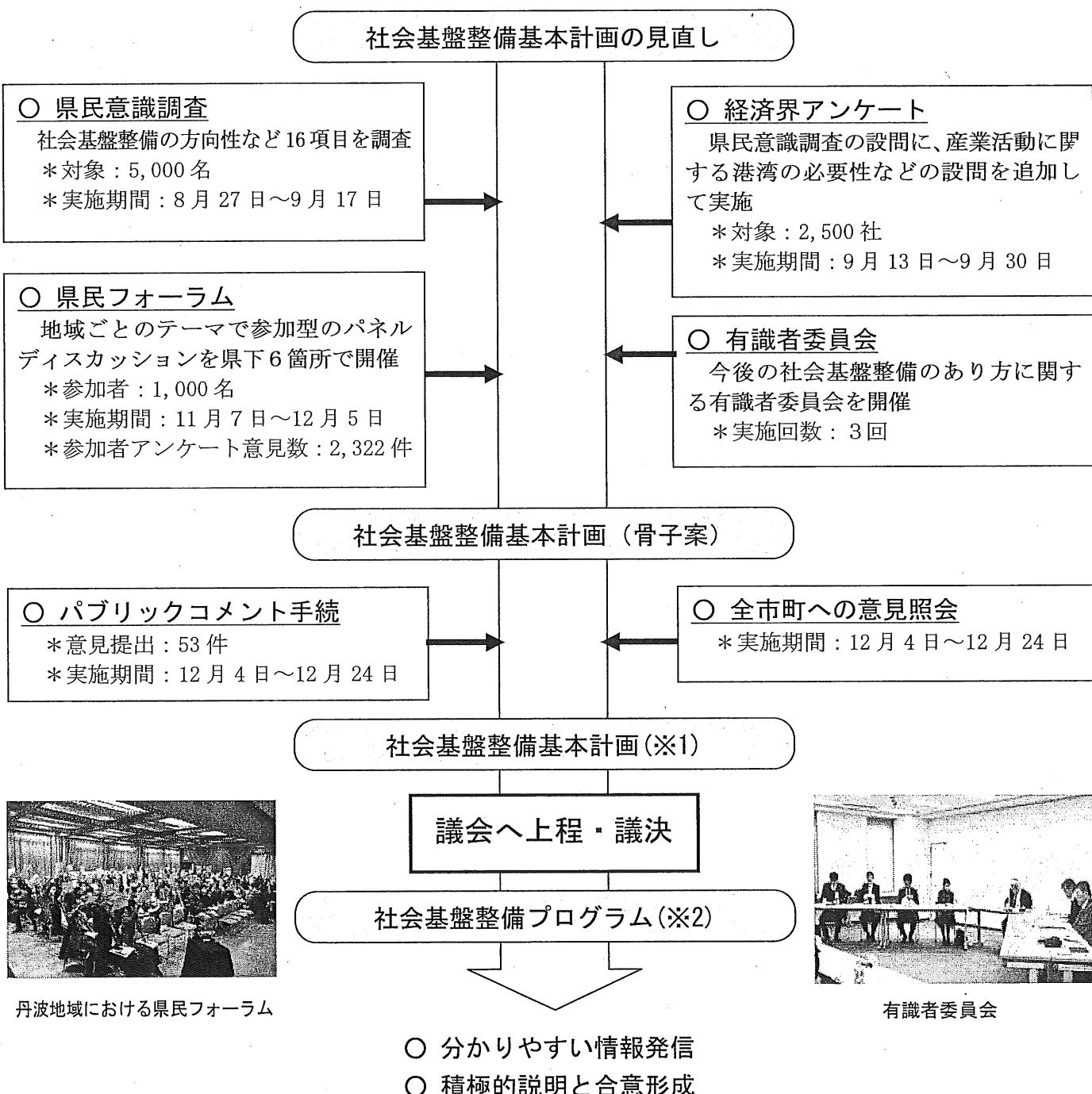
■県民の意見を多様な手法で施策へ反映■

平成 25 年度に「ひょうご社会基盤整備基本計画」を策定するにあたり、地域の課題や県民のニーズを把握するため、様々な参画と協働の手法を用いて県民の意見聴取を行い、計画への反映に努めました。また、議会（建設常任委員会）から改定に向けた提言を受けるとともに、計画策定についての調査・審議を受けました。

こうした手続を経た後、本計画は、平成 26 年 3 月に議会での議決を経て策定されました。

今後は、県民に分かりやすい情報発信や、事業進捗に応じた積極的説明と合意形成を通じて、県民の県行政への参画と協働を進めていきます。

<ひょうご社会基盤整備基本計画の策定プロセス>



※1 道路・河川・港湾等の社会基盤を総合的に整備するための基本方針を明からにしたもの

※2 社会基盤整備計画に基づき、地域ごとの具体的事業や整備スケジュールを明らかにしたもの

■政策形成への県民参画（審議会等の委員公募）■

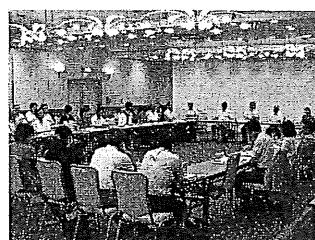
政策形成の段階から県民の意見を反映させるため、附属機関である審議会等の委員を公募しており、平成25年度は、25の審議会等において60名の公募委員が活動しました。

こうした公募委員は、審議への参画を通じて自らの見識が深まったとしており、県政への参画意識も高まると評価しています。

なお、委員公募制度が充実するためには、公募のPRに加え、県政への関心を高めることが必要との意見が多くありました。また、「各界代表者の前での意見発表は勇気がいる」との意見もあり、会議運営を工夫することが求められています。

【公募委員アンケート】

対象者：平成25年度に審議参加の公募委員
60名（回答数46名、回収率76.7%）
調査時期：平成26年5月



□公募委員への応募動機

区分	割合
県政や地域に貢献したい	67.4%
県政や審議テーマに関心がある	67.4%
自分のこれまでの経験を生かしたい	54.3%
自己のスキルアップになる	34.8%
県政に自分の考え方や意見を反映させたい	30.4%

□審議参加の成果

区分	割合
様々な立場の方の意見を聞いて勉強になった	82.6%
県政や地域課題への認識が深まった	71.7%
自らの意見を公的な場で表明できた	39.1%
審議会等の活動を通じて、他の委員とのつながりができ自らの活動も広がった	26.1%

□委員活動による県政参画意識の度合

区分	割合
おおいに高まった	60.9%
ある程度高まった	37.0%
全く高まらなかった	2.1%

□委員公募制度充実に必要なこと

区分	割合
公募委員募集のPRをもっと充実させる	50.0%
県政情報の提供など県政への関心を高める	47.8%
意見が審議結果にどのように反映されているかを説明する	39.1%
公募委員が発言できる機会をもっと増やす	19.6%
会議資料をもっと分かりやすいものにする	15.2%

□県行政への参画と協働の仕組み

区分	内容	単位	H21	H22	H23	H24	H25
パブリック・コメント手続	県行政の基本的な計画や方針を定めるにあたり県民意見を募集し、対応を公表する手続き	件数 (意見数)	26 (773)	21 (1,827)	35 (8,836)	20 (2,111)	24 (1,792)
審議会等の公募委員	政策形成段階から県民意見を反映させるために公募した審議会等の委員	委員数	79	71	66	64	60
指定管理施設(公募施設)	公の施設の管理・運営にあたり、民間事業者の参入を可能とした施設	施設数	20	22	22	23	24
推進員	特定分野の行政課題の解決を図るために県民に委嘱された職	推進員数	30,767	31,440	30,781	30,261	30,110

Ⅲ 地域による地域づくり活動の実況

各分野で県民の皆さんのが取り組んでいる地域づくり活動の事例を紹介します。

【地域団体の支援・育成】まちづくりスポット神戸

(認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸/大和リース株式会社)

神戸地域

まちづくりスポット神戸は、平成25年12月に神戸市垂水区にオープンした商業施設内に開設されたコミュニティづくりのためのスペースです。

施設の開発業者である大和リース株式会社と、認定NPO法人コミュニティ・サポートセンター神戸が協働で運営にあたり、「地域のために何か活動したい」と考える個人やグループの支援を通じて、地域の人材発掘と育成に取り組んでいます。

活動は、「交流スペースの運営」、「まちそだて講座の運営」、「大学・テナントとの連携」を3つの柱として展開しています。

特に、まちそだて講座では、受講者同士で新しい団体を立ち上げたり、受講者がボランティアとして事務局の運営に関わるようになるなど、様々な広がりを見せています。

また、商業施設の中にあることで、家族みんなで立ち寄ったり、買い物やお茶を飲むついでに気軽に活動に参加することができるなど、立地を活かした活動を展開しています。

今後は、施設内その他テナントや地域の大学生との連携を深め、ここで立ち上がった多くの団体が自立して活動できるようにサポートしていくたいと考えています。



まちそだて講座

【まちづくり】有馬川緑道・ふるさとの花道づくり

(山口町自治会連合会)

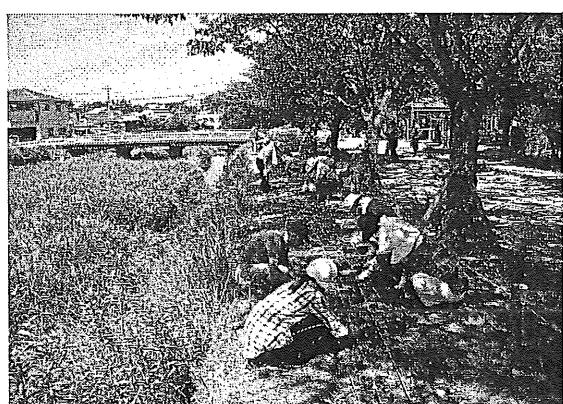
阪神南地域

西宮市の北部に位置する山口地域は、豊かな自然と歴史に恵まれた地域です。しかし、地域には鉄道の駅がなく、市中心部へのアクセスが不便であったことから、住民の活動により、平成21年に山口地域と市中心部を結ぶ「さくらやまなみバス」が開通しました。

山口町自治会連合会では、このバス路線を住民の手で守るとともに、ふるさとの魅力を再発見し、他地域に向けて広くPRすることで地域活性化を図るために、様々な団体と協働して、ハイキングコースの整備やハイキングイベントの実施などを行っています。

また、平成25年度には、地域に人を呼び込む取組の一つとして、自治会をはじめ、老人クラブ、婦人会、PTA、スポーツクラブ、青少年愛護協議会や社会福祉協議会等の多様な団体の参画のもと、有馬川沿いの緑道への彼岸花の植栽活動を行いました。

今後は、この緑道を地域の人たちの手によって維持し、山口地域の秋の名所として、地域内外から人を呼び込むとともに、地域住民のふるさとを大切に思う気持ちをより一層育んでいきたいと考えています。



緑道に彼岸花を植栽

【地域安全】老若男女で行う多種多様なパトロール

(宝南自治会防犯パトロール隊)

阪神北地域

宝南自治会防犯パトロール隊は、工夫を凝らした様々なパトロール活動で地域の安全を守っています。

「出来る時間に出来る範囲で」をモットーとして、平成17年に防犯活動をスタートさせました。

平日に行われる防犯パトロールを基本に、夜間パトロールや、夏休みには地元の小学生とその保護者、行政職員等が協力したパトロールを行っています。他にも、犬の飼い主が朝夕の散歩の際に、まちの美化と防犯のため地域を回る「わんわんパトロール」や、地区の隅々まで徒歩で見回りを行うウォーキングパトロール等も、毎月2回実施しています。

また、多くの人にパトロールに参加してもらえるよう、工夫を凝らしたイベントも開催しています。平成25年度には、「わんわんパトロール隊」として活動している犬の飼い主等を対象に、犬のしつけや病気の予防法などを専門家に相談出来るイベントを開催し、ゲームを通じてイヌの糞対策についても考えてもらう機会としました。

今後も、日頃のパトロールやイベント開催等を通じて、多くの世代の人たちが活動に参加し、あらゆるところに安全を見守る目が光る安全安心な地域づくりに取り組んでいきたいと考えています。



わんわんパトロール隊

【文化振興】わらべうたで結ぼう心の絆

(兵庫稻美少年少女合唱団)

東播磨地域

稻美少年少女合唱団は平成2年に、地域の音楽文化の伝承と合唱音楽の普及を目的として設立されました。メンバーは幼児から社会人まで約80名を擁し、稻美町を中心に、県内各地や県外でも活発に活動しています。

各地での合唱活動のほか、地域の伝統文化ながら歌われる機会が少くなり、消滅の危機に瀕している「わらべうた」を探譜・保存・発信し、その過程で子どもたちと地域住民との交流を図り、地域づくりを進めるための取組を行っています。

平成25年度は、子どもたちが高齢者から直接「わらべうた」の指導を受けることによって、世代を超えた交流の場が生まれました。また、「わらべうた」を伝承する指導者を増やす試みとして、保育士や教師、母親などを対象として年間20回以上のワークショップを開催、参加の方に「わらべうた」に触れる機会を提供しました。また、社会福祉協議会主催の「社協まつり」では、練習の成果を披露することで、高齢者や障がいのある方々とも交流を深めました。

今後も、「わらべうた」を通じた世代間交流をはかるとともに、地域の財産でもある「わらべうた」を大切に後世に伝えていく活動を続けたいと考えています。



合唱団メンバーがわらべうたを披露

【地域防災】東北被災地への支援を通じて防災意識アップ
(「多可町の防災意識を高めよう」実行委員会)

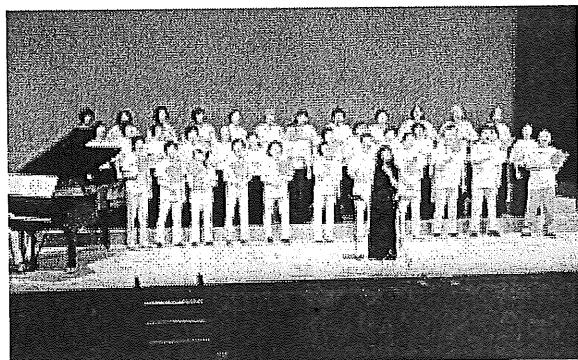
北播磨地域

「多可町の防災意識を高めよう」実行委員会は、多可町の住民の防災意識を高めるとともに、東北被災地との交流を目的として活動しています。

多可町から、東日本大震災で大きな津波被害を受けた宮城県山元町へ職員派遣を行ったことがきっかけとなり、その後も山元町を元気づけるため音楽ボランティアを派遣するなど、音楽を通じた地域交流が生まれました。

また、平成25年には、山元町から関係者を招き、ベルディーホール（多可町文化会館）で「講演とミニコンサートの集い」を開催しました。被災時に中学校校長として避難所運営等に携わった先生を招き、体験談を語っていましたことで、災害の恐ろしさを改めて認識し、防災に対する意識を高めることができました。さらに、多可町内の学校や商工会等と協力し、山元町内を黄色いハンカチで彩る「黄色いハンカチ」プロジェクトを支援し、被災地を励ますメッセージを送るなどの交流を図りました。

今後も、被災地との交流を通じて、住民の防災意識を高めるとともに、被災地に対する息の長い支援を続けていきたいと考えています。



ミニコンサートの様子

【観光振興】御国野小学生ボランティアガイド
(御国野地区文化財保存会)

中播磨地域

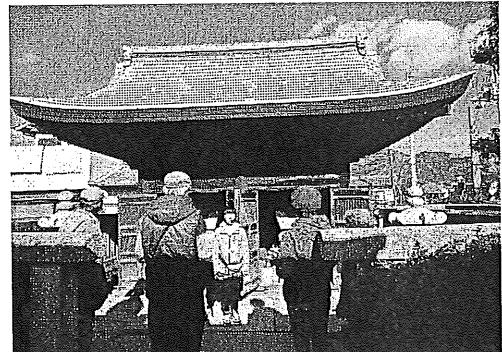
姫路市御国野町は戦国時代に活躍した黒田家・小寺家ゆかりの地であり、現在多くの史跡が存在しています。平成26年にNHK大河ドラマ「軍師官兵衛」が放送されることが決定すると、地元では観光振興への気運が盛り上りました。

そこで、当会では、全国各地から訪れる観光客をもてなすために、地域の小学校と協働して、小学生ボランティアガイドを養成する取組みを行っています。

御国野小学校の5・6年生がガイド養成講座を受講して、地域の歴史について知識を深め、毎月土・曜日に黒田家廟所や御着城跡、小寺大明神などの史跡の前で、観光・見学に来られた方にガイドを実施しています。

この取組は、NHKや各種メディアで取り上げられ、地域内外から注目を集めました。ガイドを受けた方々からは、感謝やお礼の言葉が数多く寄せられ、子どもたちの自信にもつながり、ガイド実践を通じてふるさとへの愛着を育むことができました。

今後も、この活動を一過性のものとして終わらせることなく、ガイド事業を継続しつつ、地域資源を生かした魅力ある地域づくりを進めていきたいと考えています。



ガイド風景（黒田家廟所）

【環境保全】金出地ダム自然植物公園構想

(金出地ダム周辺整備検討委員会)

西播磨地域

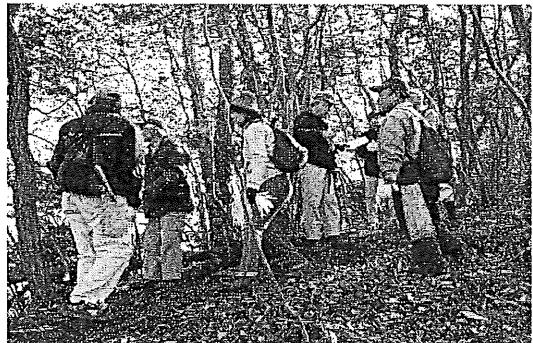
上郡町の鞍居地区は、豊かな自然に恵まれ、絶滅が危惧される貴重な植物が自生する一方、少子高齢化が進み、地域の活力低下が問題となっています。

その一角にダムの建設計画が立ち上がったことを受け、近隣の自治会メンバー等を中心として「金出地ダム周辺整備検討委員会」が発足しました。当委員会は「金出地ダム自然植物公園構想」を掲げ、ダム湖に沈んでしまう貴重植物の移植など、自然環境の保護・育成を通じた地域活性化に取り組んでいます。

平成 25 年度は、環境保護の取組として植物調査と種の保護、人を呼び込む取組として遊歩道の新設や整備、豊かな自然環境の P R として西播磨フロンティア祭への出展、ダム周辺の植物観察ウォークや植物分布冊子の作成などを行いました。

地域資源を再発見する様々な取組によって、ふるさとの魅力が身近にあることを多くの住民と共有することができました。

今後は、この活動の輪をさらに広げ、西播磨全域が元気になるような事業の企画を通じて、美しいふるさとの風景を次世代に引き継いでいきたいと考えています。



遊歩道整備の候補地の調査

【子どもの健全育成】神鍋高原で自然体験

(N P O 法人かんなべ自然学校)

但馬地域

豊岡市に広がる神鍋高原は、山陰海岸ジオパークの内陸部の拠点として位置付けられており、豊かな自然や特色ある風土など多くの資源に恵まれています。

古くから関西のスキーのメッカとして知られていましたが、近年はスキーポートの減少による観光客離れ等で、地域の活力低下が危惧されています。

かんなべ自然学校は、但馬の自然に魅せられて U ターンした理事長を中心に、平成 25 年に設立されました。

神鍋高原でできる自然体験を多くの人に提供して、自然の素晴らしさを感じていただき、地域の活性化につなげることを目的に活動しています。

夏から秋にかけて、「かんなべ旨いもん屋台村七夕まつり」や夜のハイキング、野菜収穫体験など各種のイベントを開催し、「冬の野外活動」と銘打った雪山での雪遊びでは、京阪神から多くの子どもたちが参加し、神鍋高原の自然を満喫してもらうことができました。

今後は、バスツアーなどを企画し、より多くの人に神鍋の自然を体感してもらい魅力ある地域づくりを進めていきたいと考えています。



「冬の野外活動」参加者でパチリ

【都市農村交流】福の里農業小学校

(福住地区まちづくり協議会)

丹波地域

少子高齢化が進む篠山市福住地区では、人口減少が課題となっており、地区の魅力を広くPRしながら、移住者を受け入れる体制づくりを進めています。

その一環として、平成25年度から福住の魅力である「自然豊かな農ある暮らし」をPRし、小学生とその保護者をターゲットとして農業体験プログラムを実施する「福の里農業小学校」を開校しています。

ここでは、地元農家や地産地消を目指す女性グループ、県立篠山東雲高等学校、県立ささやまの森公園と協働し、参加者に対して、田植え体験や収穫体験など季節を通じた様々な授業を実施しています。

授業に参加した子どもたちやそれに同伴した保護者の方々には、日頃とは異なる体験を通じて、福住地区の自然や人の素晴らしさを実感していただけたと感じています。

今後は、事業を継続しながら授業内容を充実させていくとともに、東雲高校、地域団体や地域住民との連携を深め、地域一体となった活動を進めていきたいと考えています。



高校生が小学生に農業指導

【地域資源の活用】ため池・里海保全を通じた住民交流

(淡路東浦ため池・里海交流保全協議会)

淡路地域

淡路島に数多く存在するため池は、過疎化や高齢化などにより、近年では維持管理が難しくなっています。何十年も池干しが行われていないため池には泥が沈積し、貯水量の低下にもつながっています。

淡路市東浦を拠点とする当協議会では、農業者と漁業者が連携して「かいぼり（ため池の水を抜いて底に溜まった泥を洗い流す作業）」を行っています。

「かいぼり」は、ため池の水質保全、貯水量の確保や外来魚の駆除に大きな効果があります。また、

「かいぼり」により、汲み取ったため池の水は、窒素やリンなどの栄養分を多く含んでおり、その水を海へ流すことで、栄養塩の減少による漁獲量の減少や海苔の色落ちが問題となっている海の再生にもつながっています。

東浦では、平成20年から「かいぼり」を行っており、平成25年には、同市久留麻のため池「新池」で約30年ぶりに「かいぼり」を実施し、その後の水質調査では一時的に海域の環境が回復したことも確認されています。

今後は、規模の大きなため池への対処のため、長期的な計画を立て、地域の大切な資源であるため池の活用に取り組んでいきたいと考えています。



「かいぼり」作業中

IV 〈トピックス〉「阪神淡路20年—1.17は忘れない—」

1 復興過程における参画と協働

成長から成熟社会へ転換する節目に起きた阪神・淡路大震災。未曾有の被害をもたらした震災から20年の復旧・復興の歩みは、参画と協働の歴史でもあります。

1 ボランティア元年

- 震災後1年間で、138万人のボランティアが支援活動を展開
- ボランティアによる支援や復興への取組を通じて、「自助」と「公助」に加え、「共助」の重要性を改めて認識

2 協働による支援活動の展開

- 平成7年8月には仮設住宅の建設が完了し、仮設住宅での新たな生活が始まり、ふれあいセンターを核としたコミュニティづくりの取り組みが展開
- その中で、「被災者復興支援会議」「NPOと行政の生活復興会議」など、参画と協働のモデルとなる新しい仕組みが誕生

3 ボランタリー活動の促進

- 平成10年12月には、「特定非営利活動促進法（NPO法）」の施行に併せ、兵庫県ではボランタリー活動を促進するための基本的施策やNPO法施行のために必要な事項を定めた「県民のボランタリー活動の促進に関する条例」を施行
- 平成13年2月には、参画と協働を基本姿勢とした「21世紀兵庫長期ビジョン」を策定

4 参画と協働の体制づくり

- 平成14年6月には、県民ボランタリー活動の全県的支援拠点として「ひょうごボランタリープラザ」を開設
- 平成15年4月には、これまでの県民運動、震災の教訓、21世紀兵庫長期ビジョンの取組等を踏まえた「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行。また、参画と協働の重要な主体である地域団体の活性化に向けて「地域づくり活動応援（バーチャル）事業」を開始

5 参画と協働の定着・浸透

- 平成18年4月には、県民が主体となった活動の場づくりと主体的な活動を支援するため「県民交流広場事業」を本格実施
- 震災から生まれた「参画と協働」の理念は、震災から20年を迎える今、子育て、高齢者支援、まちづくり、環境、防災、防犯等様々な分野で定着

2 阪神淡路20年に向けた取組

（1）『伝える』—震災教訓の継承・発信—

阪神・淡路大震災の犠牲者を追悼するとともに、その経験と教訓を県民の参画と協働により地域や世代を超えて伝えます。

○ ひょうご安全の日のつどい

＜実施時期＞

平成27年1月17日

＜事業内容＞

* 1.17のつどい（追悼式典）

震災の犠牲となられた方々へ哀悼の誠を捧げるとともに、震災の経験と教訓をいつまでも忘れることなく、安全・安心な社会づくりに向けて歩む決意を国内外や次世代に発信

* 1.17ひょうごメモリアルウォーク、交流ひろば・ステージ、防災訓練

次世代を担う子どもたちや若者の参画を促すとともに、参加者の防災対策の実践に役立つイベントを企画



【1.17ひょうごメモリアルウォーク】

(2)『備える』—大災害に負けない実践—

大災害の経験により、公助に加え、自助・共助の重要性が確認されたことから、次なる大災害の被害を可能な限り減らすため、県民総ぐるみで備えます。

○ 県民総参加「減災」キャンペーンの実施

南海トラフ地震等に備え、県民の「自分のいのちは自分で守る」意識を喚起するため、「耐震化」「室内安全」「備蓄」「避難」の4つを重点目標としたキャンペーンを展開

<実施時期>

平成26年4月～平成27年3月

<事業内容>

- * 「減災活動の日(毎月17日)」の取組みの呼びかけ
- * 実践的ワークショップの全県展開
概ねすべての小学校区(約800)において自主防災組織が実施する防災訓練・ワークショップ等の実施を支援
- * 「減災」フォーラムの開催



【自主防災組織の防災訓練等を支援】

(3)『活かす』—復興の成果の発信—

震災の経験や教訓、震災後のボランタリー活動支援の取組み検証の成果を発信し、国内外の防災・減災の取り組みに活かします。

○ 国際復興フォーラム2015

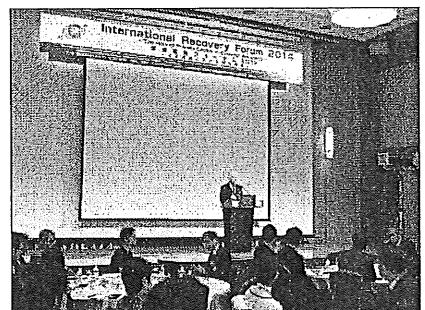
震災後の防災・減災の取組みを検証し、震災の経験と教訓を国内外に発信

<実施時期>

平成27年1月

<内 容>

- * 被災地による懇談会「兵庫行動枠組」の検証・提言
- * 阪神・淡路と東日本大震災の復興制度の比較・提言
- * 国内外の防災関係者が参加するフォーラム等での発信



【国際復興フォーラム2014】

○ ひょうご女性フォーラム

～「防災・減災、復興に女性の力を～

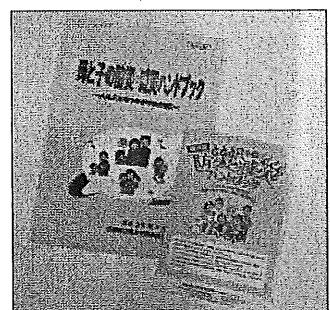
震災からの復旧・復興過程で大きな役割を果たした女性の活躍を振り返り、男女共同参画の視点を取り入れた今後の復興支援や防災・減災対策について発信します。

<実施時期>

平成26年11月

<実施場所>

神戸クリスタルタワー



【母と子の防災・減災ハンドブック】

V 市町の取組状況（参画と協働に関する条例等の施行状況）

県内の各市町で参画と協働に関する条例等(注1)が策定されており、最近では、「福崎町自治基本条例」(平成25年7月)、「加西市ふるさと創造条例」(平成25年10月)、「姫路市まちづくりと自治の条例」(平成25年12月)があります。

【県内市町における条例等施行経過（平成26年4月時点）】

出典：兵庫県県民生活課調べ

年度	市町名	条例	市町名	指針等
14	宝塚市 生野町	宝塚市まちづくり基本条例 宝塚市民参加条例 生野町まちづくり基本条例(注2)	加西市 三田市	市民参画都市宣言 三田市市民活動支援基本指針
15	伊丹市	伊丹市まちづくり基本条例	—	—
16	神戸市 相生市	神戸市民による地域活動の推進に関する条例 相生市市民参加条例(注3)	篠山市 西脇市	市民参画田園文化都市宣言 参画と協働のまちづくりガイドライン
17	赤穂市	赤穂市市民参加に関する条例	芦屋市 明石市 稻美町	芦屋市市民参画・協働推進の指針 協働のまちづくり提言 住民との協働による行政経営計画
18	篠山市	篠山市自治基本条例	多可町 豊岡市 神河町 姫路市 高砂市 養父市 香美町	多可町住民憲章 市民と行政の協働推進指針 神河町民憲章 姫路市市民活動・協働推進指針 高砂市における参画と協働のための取り組み指針 養父市とともに働く元気な養父づくり推進指針 香美町町民憲章
19	芦屋市	芦屋市市民参画及び協働の推進に関する条例	尼崎市 芦屋市 神河町 朝来市	協働のまちづくりの基本方向～きょうD.O.G.ガイドライン～ 芦屋市市民参画協働推進計画 「人権尊重のまち」宣言 朝来市地域協働の指針
20	西宮市	西宮市参画と協働の推進に関する条例	三田市 朝来市 宍粟市 洲本市	三田まちづくり憲章 朝来市民憲章 宍粟市民憲章 洲本市民憲章
21	朝来市 養父市	朝来市自治基本条例 養父市まちづくり基本条例	新温泉町 養父市 南あわじ市	住民参画と協働の推進指針 養父市民憲章～やぶし愛～ 南あわじ市市民憲章
22	明石市 川西市	明石市自治基本条例 川西市参画と協働のまちづくり推進条例	加東市 姫路市 丹波市 淡路市	加東市民憲章 姫路市市民活動・協働推進事業計画 参画と協働の指針 淡路市市民憲章
23	明石市 宍粟市	明石市市民参画条例 宍粟市自治基本条例	—	—
24	丹波市 三田市 相生市	丹波市自治基本条例 三田市まちづくり基本条例 相生市自治基本条例	新温泉町 伊丹市 宝塚市	新温泉町町民憲章 伊丹市協働の指針 宝塚市協働の指針
25	西脇市 佐用町 福崎町 加西市 姫路市	西脇市自治基本条例 佐用町まちづくり基本条例 福崎町自治基本条例 加西市ふるさと創造条例 姫路市まちづくりと自治の条例	—	—

- (注) 1. ここで条例等とは、住民の参画と協働の推進に関する理念や基本的な考え方等を定めた条例、指針・計画、都市宣言、市民憲章等を指す。
 2. 生野町まちづくり基本条例(平成14年度施行)は、生野町が和田山町・山東町・朝来町と合併したことにより失効(平成17年4月1日)
 3. 相生市市民参加条例(平成16年度施行)は、相生市自治基本条例施行により廃止(平成24年10月1日)

参画と協働による次代

★ 市町へのアンケート（平成 26 年 4 月兵庫県実施）

…人材確保が課題とする意見、情報共有等を通じた県と市町の連携を求める意見が多数

①市町が参画と協働の取組を推進するにあたっての課題

- * 住民や職員の意識改革（ともに取り組む気運の醸成、行政主導からの転換）
- * 地域リーダーの発掘・育成
- * 活動資金確保、拠点整備、ネットワーク化支援

②県が行っている参画と協働の取組についての意見

- * 市町の施策と県施策の役割分担を明確化し、相互の連携を進めるべき
- * 参画と協働の取組の説明、PR がもっと必要
- * 事業終了後のフォローアップが必要（特に県民交流広場事業）

③市町と県が連携して参画と協働を推進するための提案や要望等

- * 市町と県の情報交換・意見交換会、市町への情報提供
- * 研修会の開催、講師リストの提供
- * 市町への支援・協力体制の整備

★ 県民交流広場実施地区へのアンケート（平成 25 年 12 月兵庫県実施）

…94% の地域で県民交流広場を呼び水にコミュニティが活性化したと回答

①活動の具体的な成果

- * 充実した活動拠点が整備できた
- * 活動の参加者が増えた

②現在の取組における課題

- * 活動スタッフの固定化や高齢化、人材不足
- * 活動リーダーの後継者育成

③困っていること・要望

- * 補助メニューや活動に役立つ情報の提供
- * 人材確保や育成に向けた、研修会・講座等の開催

【参考：県民交流広場実施地区数】

区分	～H21	H22	H23	H24	H25
実施校区数累計	523	638	683	708	728
(同地区数)	(528)	(647)	(690)	(708)	(727)

Ⅳ 今後の推進に向けて

阪神・淡路大震災の教訓の継承

地域住民同士の助け合いや、被災地内外のボランティアの活躍が、復興の大きな力となりました。そして、被災者支援や復興まちづくり活動の中で、ボランタリー活動の重要性があらためて認識され、地域づくり活動の経験やノウハウが積み上げられてきました。

震災20年を機に、参画・協働の取組の成果をあらためて総括・検証するとともに、東日本大震災被災地の経験も併せて、今後の地域づくりに生かしていきます。

ふるさとづくりの推進

里山や水辺空間、歴史・文化など「地域の宝物」に光を当てた地域づくりや、自然体験、社会体験を通じた人材養成など、ふるさとづくりの取組が広がりつつあります。

地域への愛着と誇り、地域を良くしたいという意識を持ち、人と人とのつながりをひろげながら、一人ひとりが責任と役割を果たせる地域づくりを進めます。そのために必要なことは…

①ふるさとを担う人材の養成

- * 地域団体、NPO等と連携して、地域づくりの核となる人材を養成
- * ふるさとひょうご創生塾でのリーダー養成、高齢者大学の実践的カリキュラムを通じて、担い手養成

②ふるさとをテーマとしたネットワークづくりの推進

- * 県民提案や市町との連携により、県民局圏域毎に特色ある取組を推進
- * 県民交流広場へのフォローアップや地域の団体によるふるさとづくりを支援
- * ひょうごボランタリープラザや文化会館、生活創造センター等で、多様な主体のネットワーク化を支援

③新たな地域魅力の発掘・発信

- * ふるさと体験や交流等をテーマとしたツーリズム、地域資源の開発
- * 地域を元気にしている人の想いや生き様をネットで紹介するなど、情報発信を充実

情報発信・情報共有の充実

パブリック・コメントや公募委員などの制度については、定着が見られるものの、今後一層の情報発信の充実が必要となっています。そこで、ICTをはじめ多様な媒体を活用した、県政への参画と協働のチャンネルの紹介、運営状況の情報発信に努めています。

また、情報共有等を通じた県と市町の連携強化が求められており、地域づくりに関する情報共有のしくみの充実や、参画と協働の手法により事業効果を高めるための研修会、意見交換の実施等を通じた連携の強化を図っていきます。

県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

目次

前文

第1章 総則（第1条～第5条）

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条・第7条）

第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条～第10条）

第4章 雜則（第11条・第12条）

附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求める方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先する社会システムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となつたことに、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められつつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会の確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られる事を基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（参画と協働の意義）

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとり、地縁団体、ボランティア団体その他民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

（参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

（参画と協働による県行政の推進）

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

（県民の役割）

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

（県の責務）

第5条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

（地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。

(2) 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

- (4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するため必要な措置を行うこと。
- 2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。
- 3 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。
- 5 知事は、地域づくり活動支援指針を定めたときは、これを公表するものとする。
- 6 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。

（登録）

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

第3章 参画と協働による県行政の推進

（県行政における参画と協働の推進）

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。
- (2) 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。
- (3) 県が実施する事業と県民の地域づくり活動とを共同で実施する機会を確保すること。
- (4) 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

（委員の公募）

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関する調査審議するために設けられるものの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

（推進員等）

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資するごとにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

第4章 雜則

（年次報告）

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

（補則）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則（平成15年兵庫県規則第6号）」により、

平成15年4月1日から施行しています。